［削る］

［削る］

（認定の通知）

第九十一条の九　総務大臣は、法第百十六条の四第一項の認定をしたときは、当該認定に係る国内基幹放送事業者に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。法第百十六条の五第一項の変更の認定をしたときも、同様とする。

（認定特定放送番組同一化実施方針の公表）

第九十一条の十　［略］

２　法第百十六条の四第四項の規定による公表は、インターネットの利用その他の方法により行うものとする。

（認定特定放送番組同一化実施方針の変更に係る認定の申請）

第九十一条の十一　［略］

［削る］

（軽微な変更）

第九十一条の十二　［略］

２　法第百十六条の五第二項の規定による変更の届出は、別表第二十一号の九の様式により行うものとする。

（認定特定放送番組同一化実施方針の認定の取消し）

第九十一条の十三　［略］

第四節　基幹放送局提供事業者

（遵守義務）

第九十四条　［略］

［一　略］

二　兼業事業者の基幹放送局（自己の基幹放送の業務に用いる放送局を除く。）の放送区域と当該兼業事業者の基幹放送の業務に係る放送対象地域の重複がない場合（前号に掲げる場合を除く。）

［２　略］

（不適法な申請書等）

第九十一条の九　法第百十六条の四第一項の認定の申請書又は添付書類が不適法なもの（違式な記載を含む。）であると認めるときは、同項の認定を受けようとする者（次条第一項において「申請者」という。）に訂正を求め、又は理由を示して返すことがある。

２　前項の規定は、法第百十六条の五第一項の規定による変更の認定について準用する。

（認定の拒否の通知）

第九十一条の十　法第百十六条の四第一項の認定を拒否したときは、申請者に対しその旨の理由を記載した文書をもつて通知する。

２　前項の規定は、法第百十六条の五第一項の規定による変更の認定について準用する。

（認定証の交付）

第九十一条の十一　総務大臣は、法第百十六条の四第一項の認定をしたときは、別表第二十一号の七の様式の認定証を交付する。

（認定特定放送番組同一化実施方針の公表）

第九十一条の十二　［同上］

２　総務大臣は、前項各号に掲げる事項について、インターネットの利用その他の方法により公表する。

（認定特定放送番組同一化実施方針の変更に係る認定の申請）

第九十一条の十三　［同上］

（認定証の交付）

第九十一条の十四　総務大臣は、法第百十六条の五第一項の変更の認定をしたときは、別表第二十一号の九の様式の認定証を交付する。

（軽微な変更）

第九十一条の十五　［同上］

２　法第百十六条の五第二項の規定による変更の届出は、別表第二十一号の十の様式により行うものとする。

（認定特定放送番組同一化実施方針の認定の取消し）

第九十一条の十六　［同上］

第四節　［同上］

（遵守義務）

第九十四条　［同上］

［一　同上］

二　兼業事業者の基幹放送局（自己の基幹放送の業務に用いる放送局を除く。）の放送区域（法第七条第三項第二号に規定する放送区域をいう。）と当該兼業事業者の基幹放送の業務に係る放送対象地域の重複がない場合（前号に掲げる場合を除く。）

［２　同上］